



News Letter

Vol.08

発行/2020年12月31日 発行者/ヒヤマ・クボタ法律事務所 〒530-0052 大阪市北区南扇町1-3 ミルフェスト北堀川2階 電話: 06-6766-4360

ごあいさつ

とうとう2020年が終わろうとしています。皆様は、どんな一年を過ごされましたか？

私たちは、弁護士人生で初めて裁判所に行かない1か月間を過ごしました。こんな経験、弁護士を辞める時までないと思っていました・・・

来年はどんな状況が待ち受けているのか予測のしようもありませんが、私たちは私たちにできることを精一杯やるしかありませんね。

今年幸せに過ごされた方の元にも、そうでなかった方の元にも、来年にはもっともっと福が訪れますよう、心よりお祈り申し上げます。

2020年の主な法改正

【民法(債権法)改正】

2020年法改正の目玉は、民法(債権法)です。明治時代に制定されて以降約120年間、ほとんど改正されることがなかった債権法は、実際の社会・経済とかけ離れたものとなり、また、その間に定着してきた多数の判例や解釈論が国民一般には見えにくい状態がありました。そこで、今回の大改正が実現しました。

主な改正点は以下のとおりです。

- ① 極度額の定めのない個人の根保証契約が無効とされました。
- ② 事業用の融資について、経営者以外の保証人については公証人による意思確認が必要とされ、その意思確認のない保証契約は無効となる旨の定めが置かれました。
- ③ 定型約款を用いた取引について、どのようなときに顧客が合意したとみなされるのか、また、どのような場合に約款の変更が可能かについての定めが置かれました。

④ 法定利率が年3%に引き下げられました。また、市中の金利変動に合わせて法定利率が変動する制度が導入されました。

⑤ 消滅時効期間が原則として一律5年間になりました。改正前は、債権の種類によって時効期間が違っていましたが、今後はその必要がなくなりましたね。

⑥ 意思能力のない人がした法律行為が無効であることが明記されました。

⑦ 賃貸借契約において、敷金の返還義務と、借主の原状回復義務が「通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化」に及ばないことが明記されました。

⑧ 将来債権の譲渡や担保設定が可能であることが明記されました。

【時間外労働の上限規制の中小企業への適用】

時間外労働の上限規制が、2020年4月からは中小企業にも適用されることになりました。

残業時間月45時間、年間360時間が上限とされ、単月100時間・複数月平均80時間、年間720時間を超えると、6か月以下の懲役または30万円以下罰金の対象とされることになりました。これにより、会社で働く人たちの心身の健康が保たれることが強く期待されます。

【同一労働同一賃金(大企業)】

短時間労働者および有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

が改正され、2020年4月から大企業を対象に、不合理な待遇差の解消や、待遇に関する説明義務が強化されました。

【健康増進法】

住宅や一部建物を除く全ての施設や公共交通機関が、原則として屋内禁煙になりました。自粛期間中の施行だったので気づくのが遅れましたが、これで快適に外出できそうです。ただし、喫煙可の飲食店には子連れ入店ができなくなったため、子連れ時の外食の選択肢は狭くなりました。

【パワハラ防止法(大企業)】

企業(事業主)はパワハラ防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが求められ、行っていない場合には是正指導の対象とされることになりました(中小企業は2022年4月から)。

2021年に予定されている主な法改正

【同一労働同一賃金の中小企業への適用】

4月から、同一労働同一賃金の規定の中小企業への適用が開始します。

【育児・介護休暇法】

1月から、時間単位で子どもの看護休暇や介護休暇をとることができるようになります。

その他にも会社法改正法等の施行も予定されています。詳しくは、来年の事務所報で順次お伝えする予定です。お楽しみに！

年賀状・暑中見舞い廃止のお知らせ

当事務所は、2018年5月に開所して以来、年賀状と暑中見舞いをお送りしてご挨拶させていただいておりました。

しかしながら、新時代における環境配慮型法律事務所としての役割を果たすため、2021年から年賀状や暑中見舞いでのご挨拶を差し控させていただくことにしました。

今後は、HPやSNSでの情報発信をより充実させ、皆様に、親しみと信頼を寄せいただける法律事務所になれるよう弁護士・スタッフ一同精進してまいります。